

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

規則

告示

- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……(建設局公園緑地部公園課)……一
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……一
- 建築基準法による一定の一団地の土地の区域……(同)……二
- 都営住宅の使用料の変更……(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)……二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……(同)……五
- 都営改良住宅の使用料の変更……(同)……六
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……(同)……七
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……(同)……七
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二一件)……(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……七
- 鳥獣捕獲等事業の変更認定(二件)……(環境局自然環境部計画課)……九
- 特定病院の認定……(福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課)……一〇
- 応急入院指定病院の指定……(同)……一〇
- 特例措置をとることができる応急入院指定病院の指定……(同)……三
- 土地区画整理事業の換地処分……(都市整備局市街地整備部区画整理課)……三

規則

- 市街地再開発組合の理事長の就任……(都市整備局市街地整備部再開発課)……三
- 市街地再開発組合の理事長の住所の変更……(同)……三
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……(環境局総務部環境政策課)……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……(産業労働局商工部地域産業振興課)……三
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……(下水道局)……三
- 全国自治宝くじの発売(七件)……(全国自治宝くじ事務協議会)……四

雑報

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
 令和元年八月三十日
 東京都知事 小池 百合子

東京都規則第五十号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則
 東京都立公園条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第三十七号)の一部を次のように改正する。
 別表第二 二の部(一)の項中

木場公園売店	第一号(管理所前売店)	一月	十四万三千八百円
	第二号(木場ミドリウム売店)	一月	二十五万二千三百円

改める。

附則

この規則は、令和元年九月一日から施行する。

告示

●東京都告示第三百四十九号

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	西大久保アパート（4号棟）	新宿区大久保3-13	32.8	1	26,500
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	51.2	1	39,600
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	43.9	1	34,000
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート（2号棟）	江東区南砂3-11	33.4	1	26,200
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート（7号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（5号棟）	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート（1号棟）	北区堀船3-1	33.4	1	24,700
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート（1号棟）	荒川区荒川8-19	33.4	1	22,500
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート（1号棟）	荒川区荒川8-19	33.4	1	22,900
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート（2号棟）	葛飾区亀有1-16	48.1	1	35,400
改良	高層耐火	昭島玉川町アパート（2号棟）	昭島市玉川町1-8	38.2	1	18,100
改良	高層耐火	調布くすのきアパート（4号棟）	調布市国領町3-8-15	45.2	1	25,600

●東京都告示第三百五十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和元年八月三十日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位置 区画数
 桐ヶ丘アパート一〇四 北区桐ヶ丘二丁目一 五三区画
 駐車場 番ほか

●東京都告示第三百五十五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和元年八月三十日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位置 区画数
 大山西町アパート駐車場 板橋区大山西町二十 十八区画
 一番

●東京都告示第三百五十六号

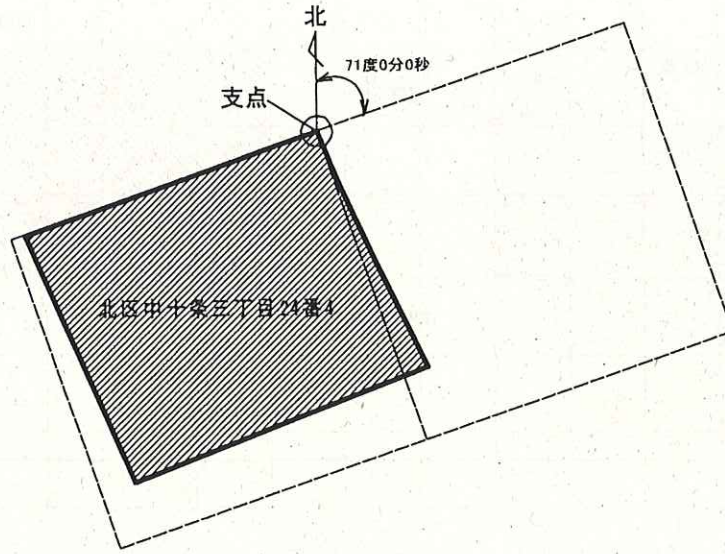
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年八月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区中十条三丁目地内）
 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界 - - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、北区中十条三丁目24番4の最北端とする。

【格子の回転角度】71度0分0秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百五十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年八月三十日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（立川市泉町地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物